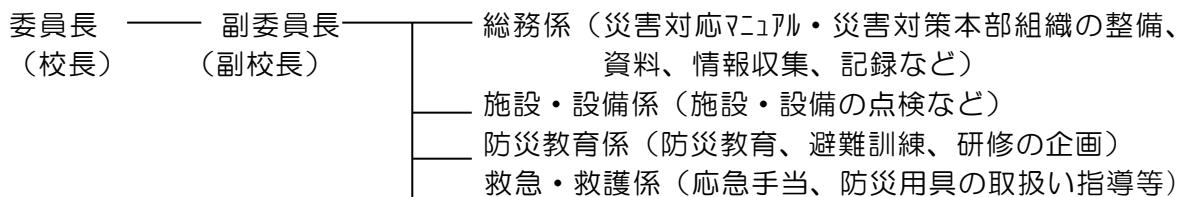


1. 日常的な学校防災活動

学校防災委員会の設置

【組織】



① 災害対応マニュアルの策定

- 災害の状況別の具体的対応策
- 生徒等の安否確認方法、保護者への引渡し計画
- 関係機関への連絡体制の整備

② 学校施設・設備等の点検・整備

- 薬品保管庫等の危険物保管所をはじめ、校内及び敷地内の施設・設備全般についての点検（定期・隨時・日常）
- 物品の倒壊・落下防止対策
- 消防法に基づく点検・整備

③ 防災上必要な用具等の点検整備

- 保管場所の把握
- 重要書類等の保管（校長印、学校沿革史、卒業生台帳、指導要録、人事関係書類等）

④ 防災教育の実施

- 防災訓練推進計画の作成
- 生徒の発達段階に応じた防災教育の実施
- 多様な状況を想定した避難訓練の実施
- 家庭、地域とともに考える防災教育の実施
- 防災研修の実施
- 「心のケア」の視点にたつ研修

⑤ 情報・連絡体制の整備

- 一元的な情報管理
- 学校内における情報の管理・連絡体制や災害時に連絡すべき機関の把握（リストアップ）
- 保護者への緊急連絡方法の協議

⑥ P T A・地域等との連携

- 近隣校・地域団体との連携
- 各種機会を捉えて、「危機管理マニュアル」の保護者・地域の方等への周知、ホームページへの公開

2. 災害発生時の組織体制

災害対策本部の設置

- 本部長（校長） 本部の総括、意思決定
- 副本部長（副校長） 本部長の指示による 各班の連絡・調整等

通報連絡班（教務主幹 情報推進化リーダー）

- 災害情報の収集
- 保護者への引渡し連絡メールの送信
- 学校HPの非常用切替、更新

避難誘導班（生活指導主任 各学年・専科）

- 避難誘導
- 生徒等の安全確保、救助
- 保護者との連絡
- 生徒等の下校、引き渡し

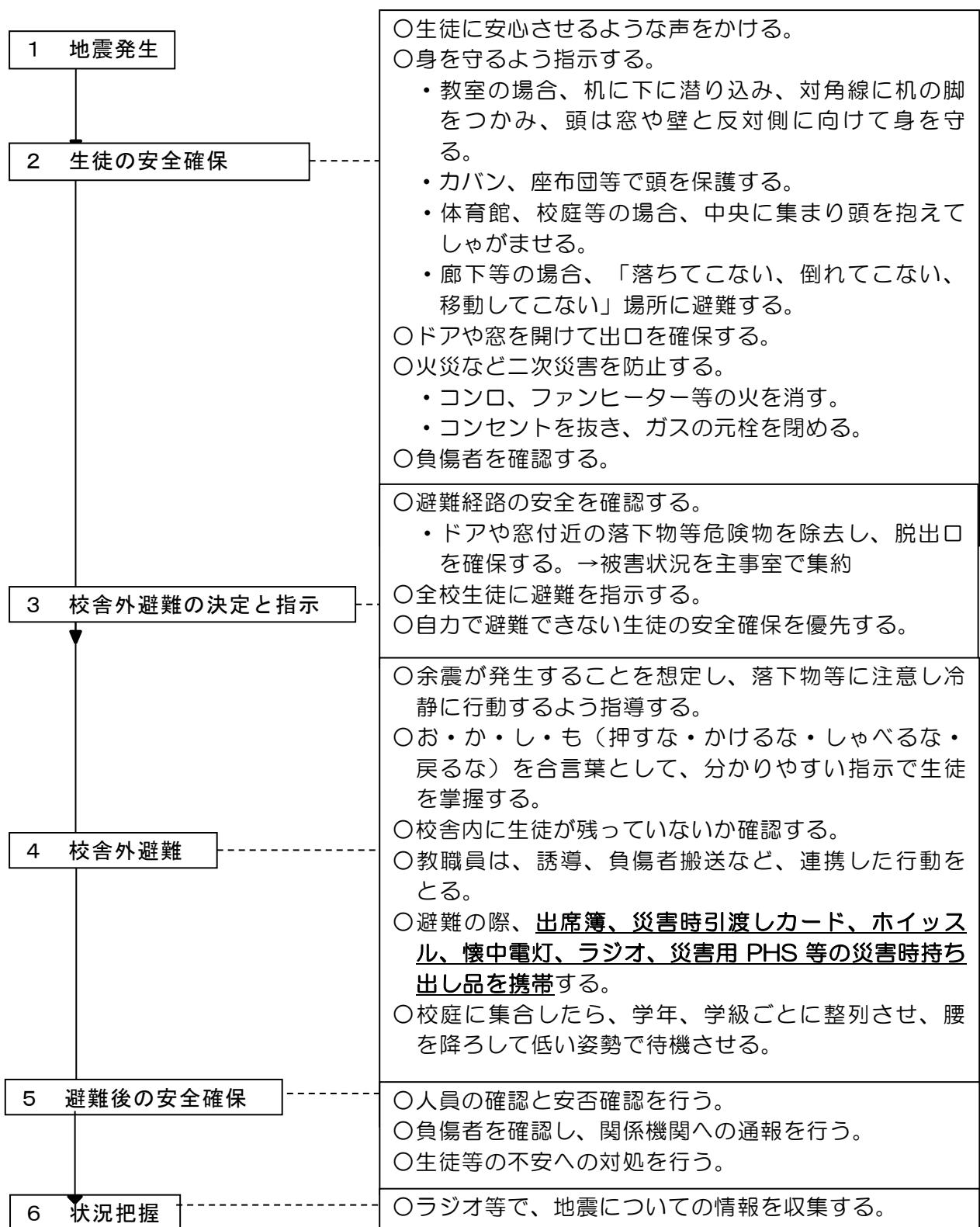
救護班（養護教諭 栄養教諭）

- 生徒等被災者の救護

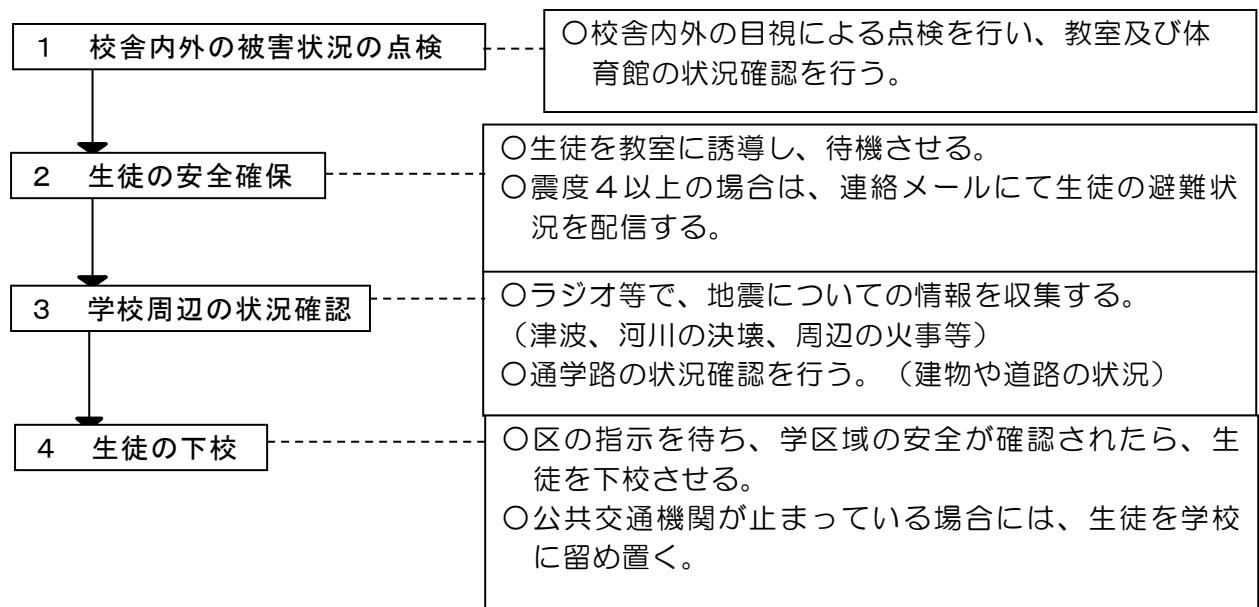
施設安全班（事務職員 用務主事）

- 消火
- 施設等の被害状況の点検把握
- 電気、ガス等の安全措置
- 立入禁止措置などの危険回避対応
- 通学路等の被害状況の把握
- 重要書類などの搬出

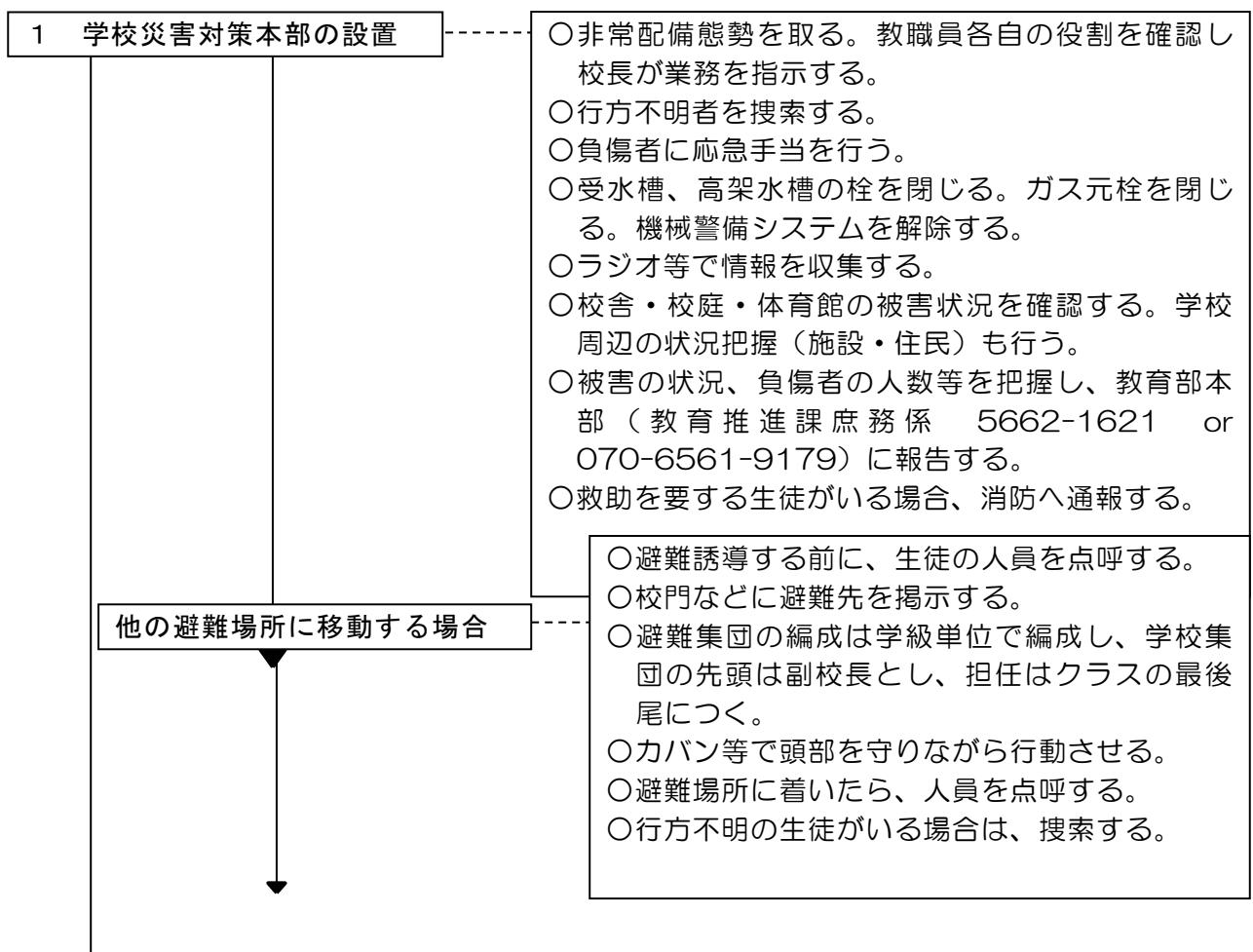
(3) 教職員在校時に発災した場合の対応

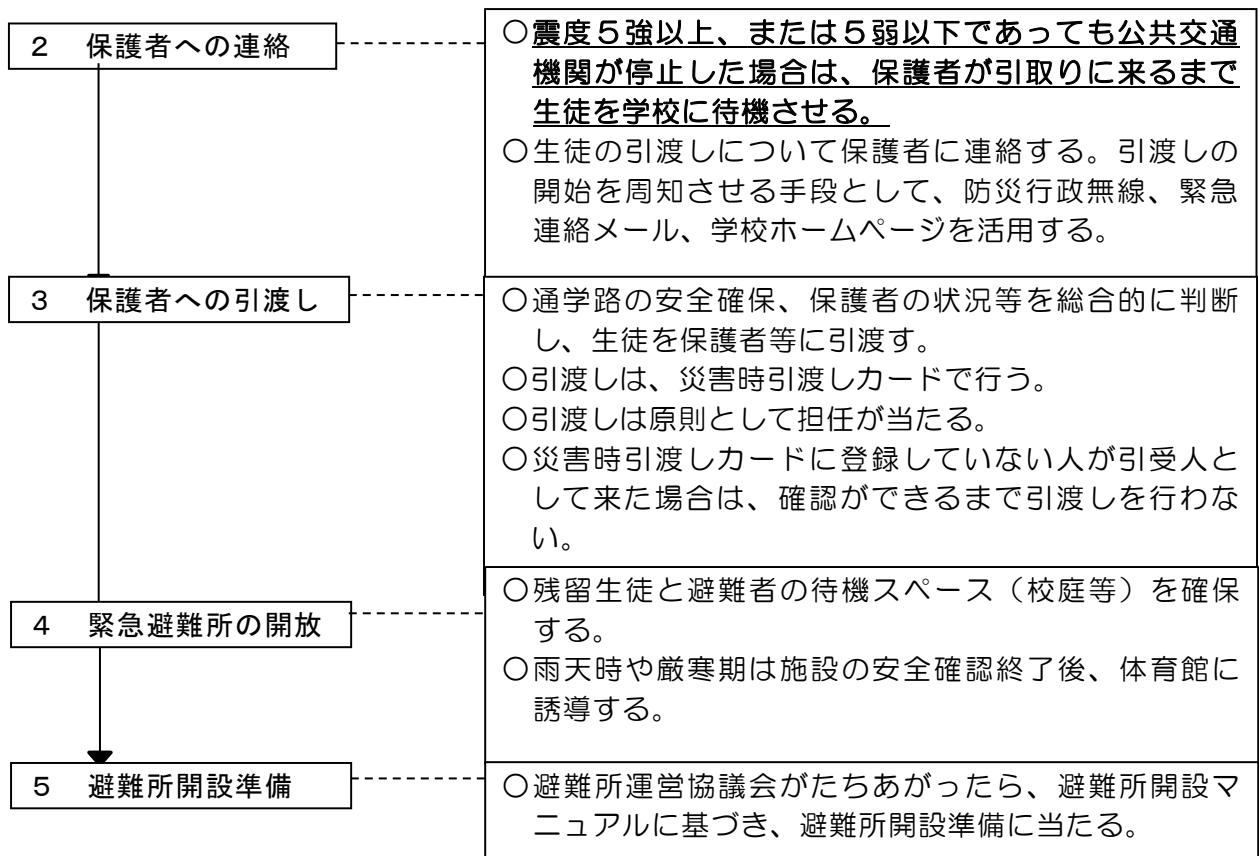


ア：震度5弱（「不安定なものが倒れることがある」程度）以下の場合

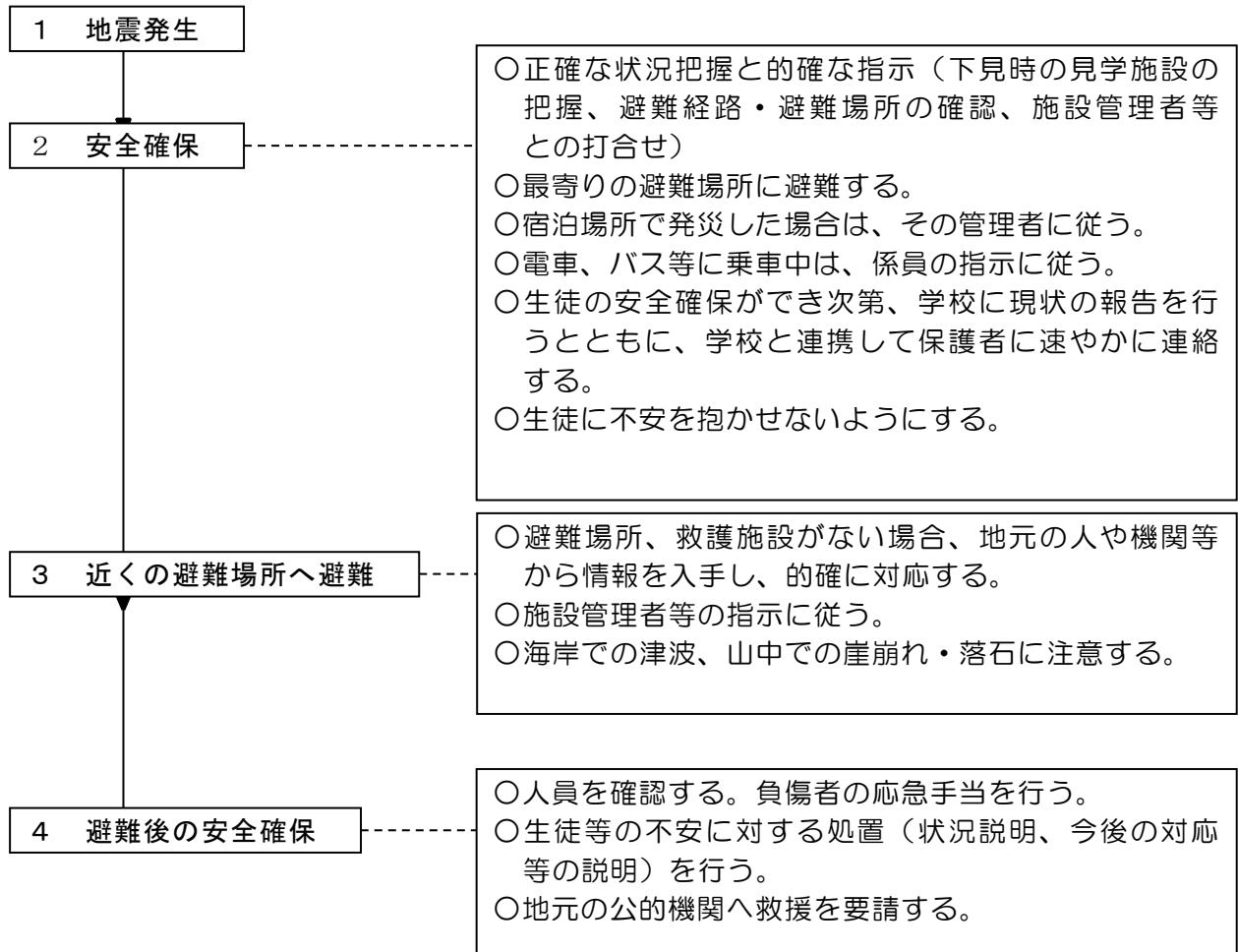


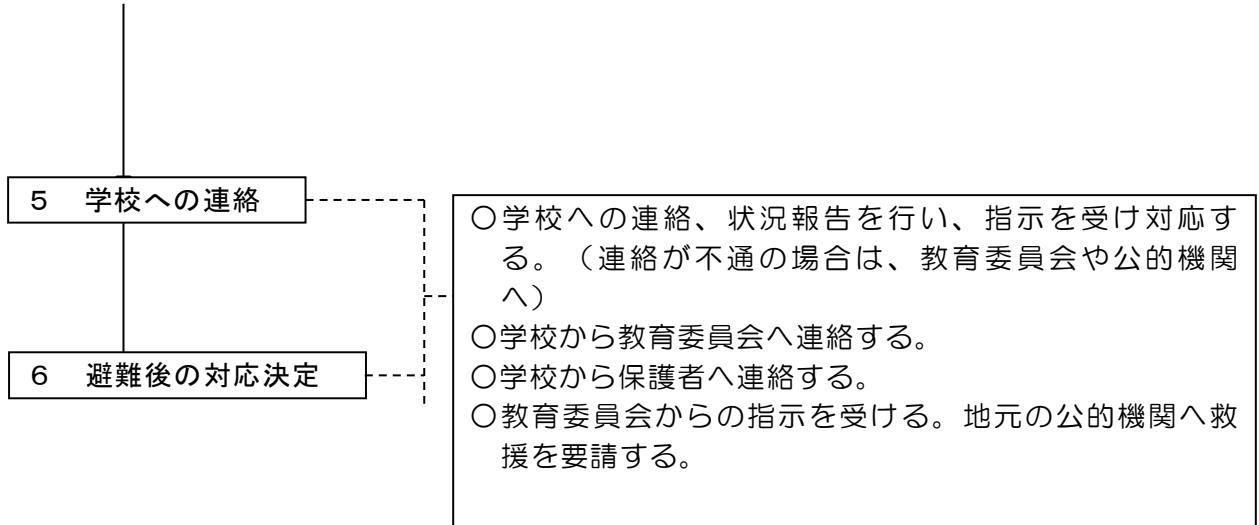
イ：震度5強（「固定していない家具が倒れることがある」程度）以上の場合



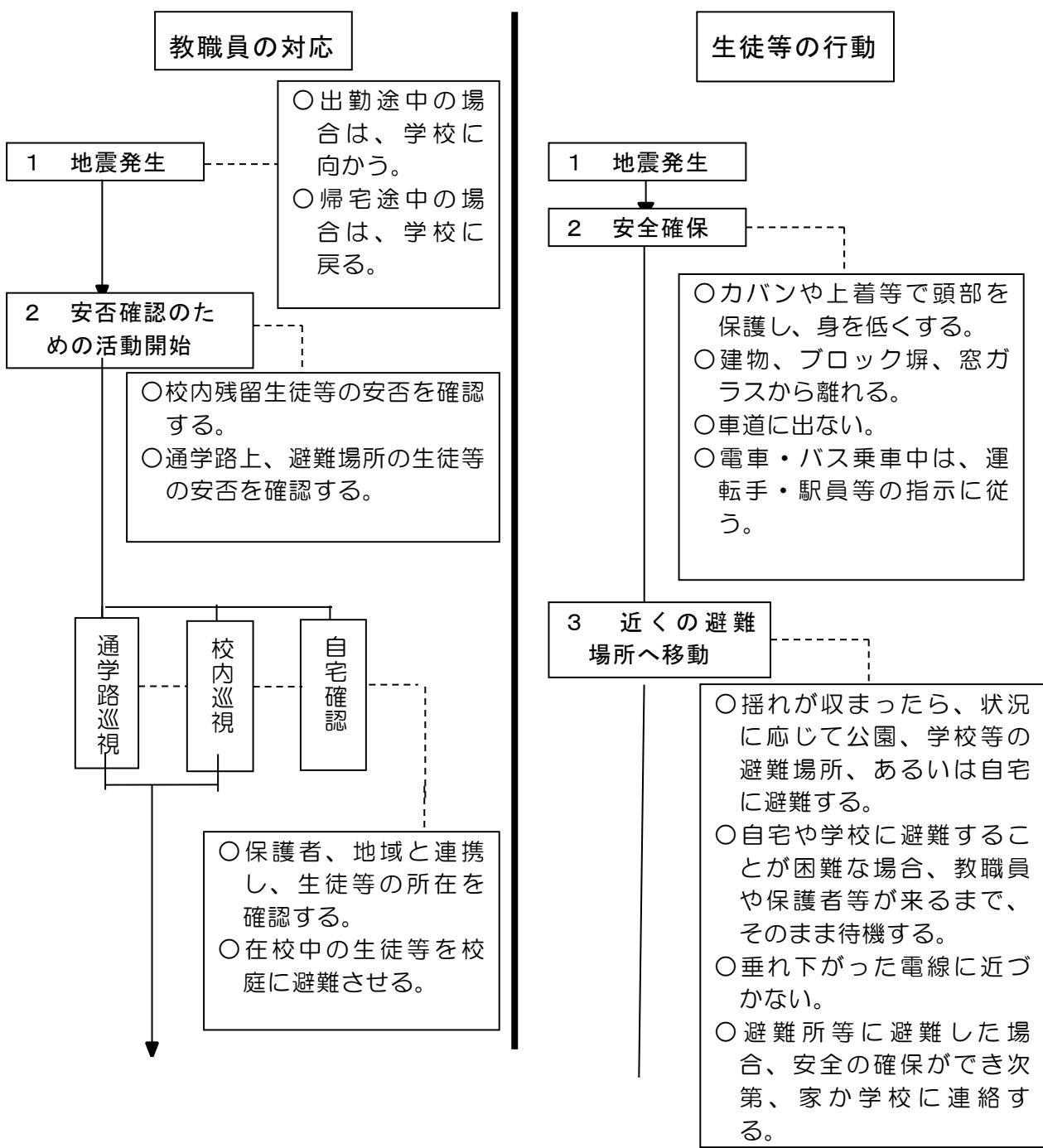


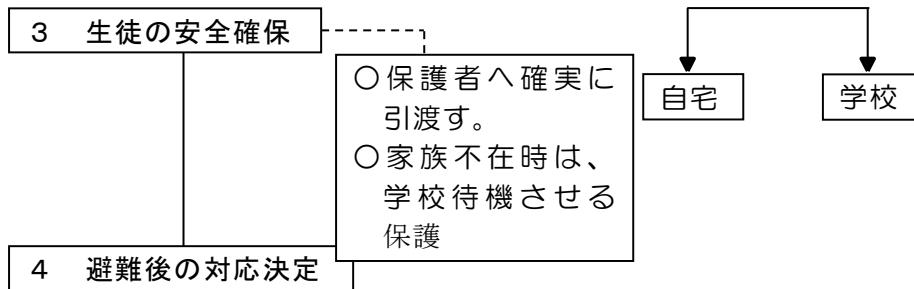
(4) 校外活動中に発災した場合の対応



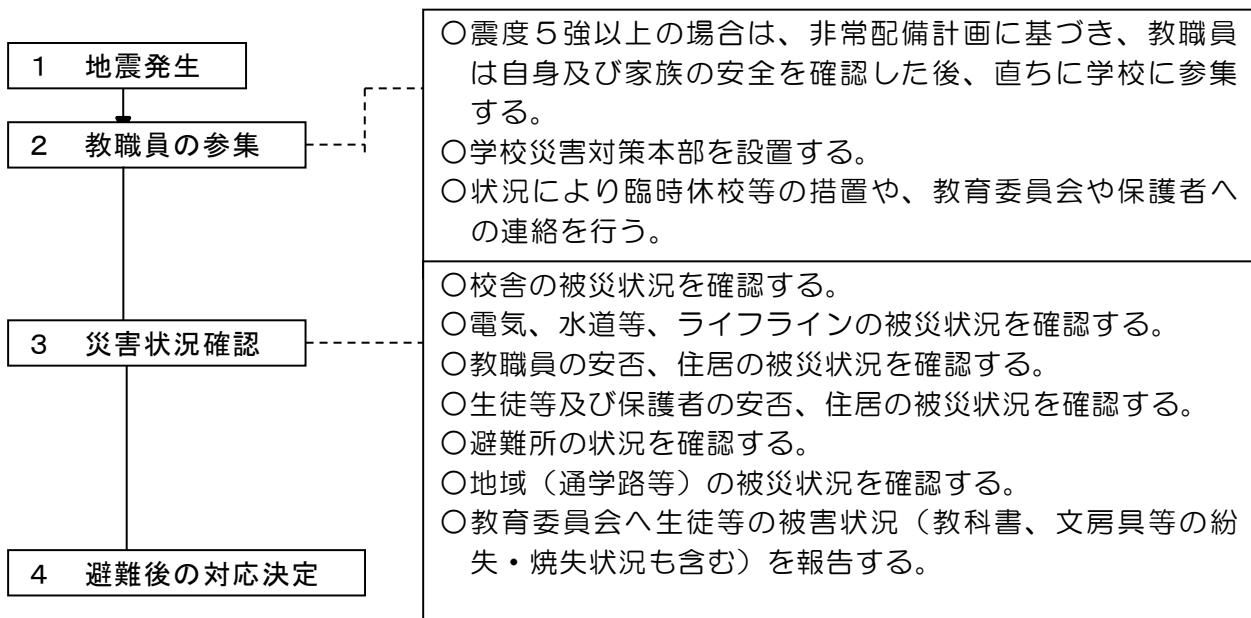


(5) 登下校時に発災した場合の対応

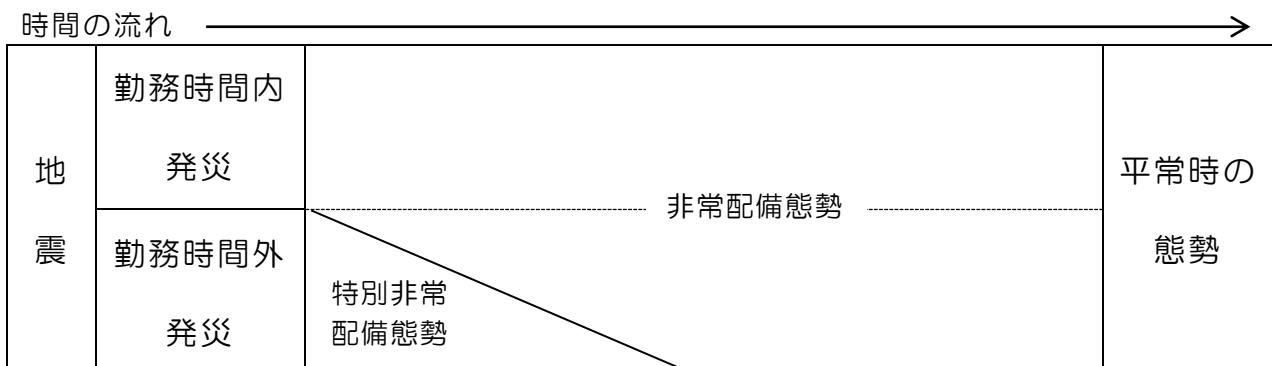




(6) 教職員在校時外の対応



(7) 学校教職員非常配備計画



震度5強以上で、災害対策本部を設置する。以下のような非常配備態勢を取る。

◎ 非常配備態勢(勤務時間内) … 通常業務を縮小(停止)し、応急業務体制に移行

[1] 生徒・職員の安否確認及び保護者への引渡し

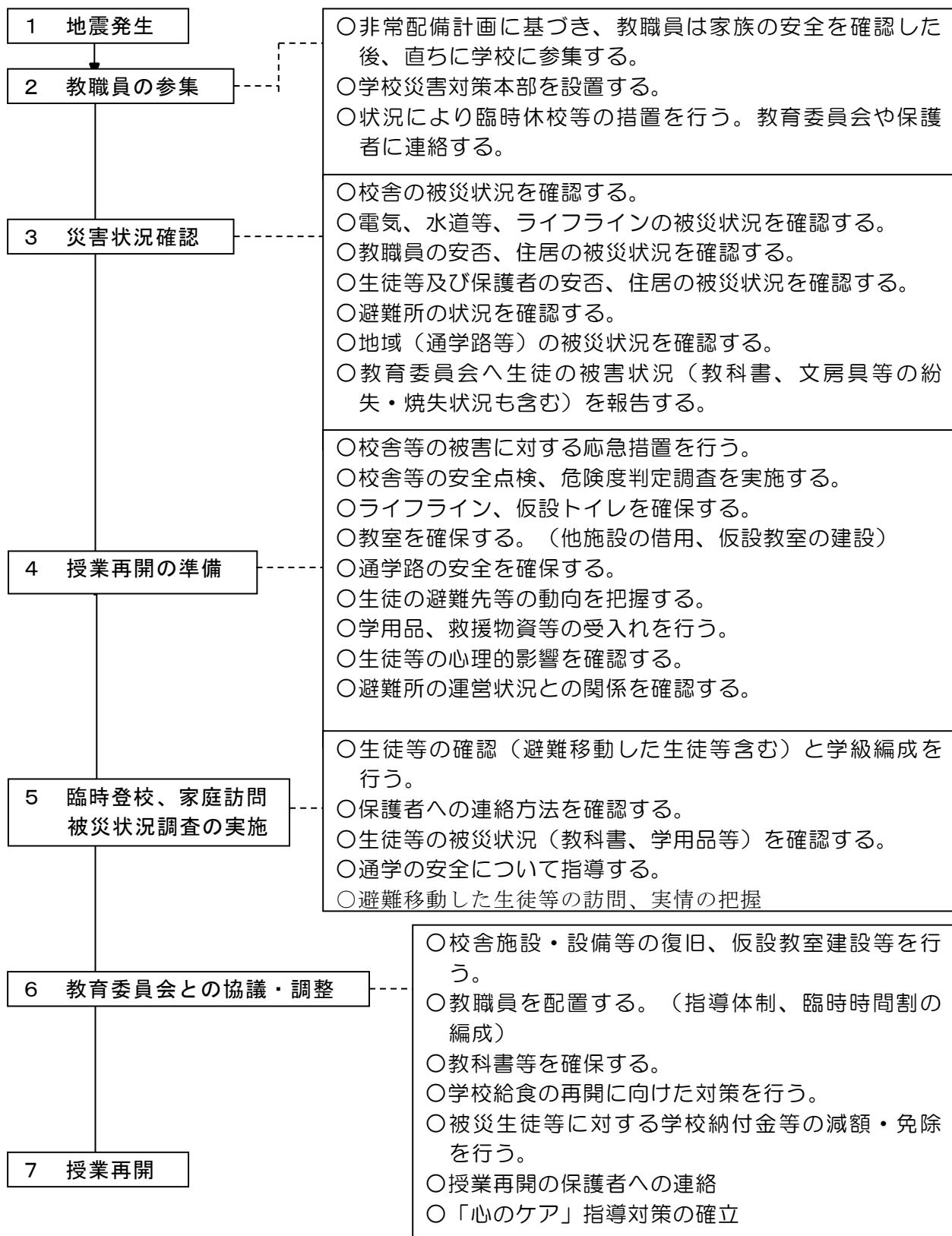
- ①在校する生徒の安全確保
- ②外出している生徒の安全確保
- ③教職員の安全確保
- ④保護者への引渡し連絡

[2] 被害状況の確認

- ①受水槽及び高架水槽のバルブを閉栓

- ②建物および施設周辺の状況確認
- ③ガス、電気等ライフラインの状況確認
- ◎ 特別非常配備態勢時は、自主参集し、避難所の設置及び運営に協力
* 避難所開設・運営については、災害対応マニュアル（避難所開設）参照

(8) 授業再開に向けた対応マニュアル



(9) 警戒宣言発令時の対応

1 注意情報発令時の対応

- (1) 教育委員会は、注意情報発令の連絡を受けたときは、小・中学校に連絡する。
- (2) 学校は、授業を学級活動・ホームルーム活動に切り替え、児童・生徒に注意情報が発令された旨を伝える。
- (3) 地震に対する注意事項、警戒宣言が発令された場合の対応措置を指導する。

2 警戒宣言が発せられた場合の措置

(1) 在校時

- ア 授業を打ち切り、警戒宣言が解除されるまで臨時休業とする。
- イ 児童・生徒は校内で保護する。

(2) 校外活動時

- ア 宿泊を伴う校外活動時は、その地の災害対策本部の指示に従うとともに、速やかに学校に連絡する。
- イ 校長は、情報を保護者に連絡する。
- ウ 学校の対応状況を区教育委員会に報告する。
- エ 日帰りの遠足等の場合は、その地の警察、消防等官公署と連絡を取り、状況に応じて即時帰校等の措置をとる。
- オ 交通機関の運行や道路状況によって帰校することが危険と判断された場合は、近くの小学校、中学校に避難するなど適宜必要な措置をとる。
- カ 校外活動が強化地域内の場合は、その地の区市町村と連絡をとり、その地の警戒本部の指示に従う。

(3) 登下校時に警戒宣言が発せられた場合

- ア 登下校時に警戒宣言が発せられた場合、生徒は学校や家庭までかかる時間などを考慮し、適切に避難する。
- ※ 特に教職員の目が届きにくい登下校時においては、児童・生徒一人一人が最も安全と考えられる対応ができるよう、日頃から柔軟に対応することの重要性を指導しておく。

(4) その他の対策

- ア 飲料水、食糧、毛布等を生徒のために準備する。
- イ 生徒に対して、今後の対応を指示、説明する。
- ウ 保護した生徒の人数、保護体制について、教育委員会に報告する。

(5) 警戒解除宣言の情報収集

学校は、警戒解除宣言の情報を、区災害対策本部、ラジオ、テレビ等から入手する。

主要連絡先一覧

公	区教委指導室	5662-1634
機	小松川警察署	3674-0110
関	江戸川消防署	3656-0119
医	松江病院	3652-3121
療	中愛外科	3653-9875
機	同愛会病院	3654-3311
関	小松川医院	3651-0057
	東京臨海病院	5605-8811
学	西小松川町	東小松川小・松江小・二松江小
区	東小松川 2, 3, 4 丁目	東小松川小・松江小
内	松江 3 丁目	東小松川小・松江小
避	松江 4 丁目	東小松川小・松江小・西一之江 小・松江六中
難	松江 5 丁目	松江一中・西一之江小・船堀二 小
所		

◎ 留意事項

O. 平常時

- (1) 出席簿の表紙の裏に、在籍数を記入した「確認票」を常備しておく。
- (2) 毎日、職員室前の「生徒出欠表」に始業時の出欠状況や、遅刻・早退の状況を記入しておく。

■授業中（教員が指導しているとき）… 教員は生徒に適切な指示を与え、避難させる。

1. 避難前

- (1) 緊急放送を良く聞き、避難経路を判断する。
- (2) 「窓をしめ、カーテンを束ねる(開ける)。扉をしめ、電気を消す。」ことを指示する。
- (3) 生徒を廊下に出し、2列に並ばせる。

2. 避難中

- (1) 火事が発生している場合は、ハンカチを口に当て、姿勢を低くし、「お（おさない）、か（かけない）、し（しゃべらない）、も（もどらない）」を守らせて移動させる。
- (2) 階段を降りるときは、上の階のクラスが内側、下の階のクラスが外側を歩く。
(待たせない)

3. 人員確認

- (1) 校舎を背にして、クラスごとに出席番号順に並ばせる。
- (2) 担任(教科担任)が点呼を行い、その場に座らせる。
- (3) 担任(教科担任)は、確認票に不在生徒の数と名前を書いて副校長に報告する。
「〇年〇組、在籍〇名、欠席〇名、現員〇名、異常なし・あり（〇〇が不明）」
* 「欠席」とは、その時点での不在生徒のこと。（早退・遅刻・出席停止・忌引等を含む）
<避難完了>
- (4) 担任がクラスにつく。

■休み時間等（教員が指導していないとき）… 生徒は自主的に判断して、避難を行う。

1. 避難前

- (1) 緊急放送を良く聞き、避難経路を判断する。
- (2) 近くの窓をしめ、カーテンを束ねる(開ける)。扉をしめ、電気を消す。

2. 避難中

- (1) 火事が発生している場合は、ハンカチを口に当て、姿勢を低くし、「お（おさない）、か（かけない）、し（しゃべらない）、も（もどらない）」を守って、安全な避難経路を通って移動する。

3. 人員確認

- (1) 校舎を背にして、クラスごとに出席番号順に並ぶ。
- (2) 教員の指示に従って、待機する。